

平成 21 年 7 月 10 日

各 位

会社名 TL ホールディングス株式会社  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 矢野 広一  
(コード番号 3777 大証 HC)  
問合せ先 取締役財務統括 佐藤 浩二  
03-6275-2012

## 行使価額修正条項付第11回新株予約権(MSワラント)(第三者割当て) の発行に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 7 月 10 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第 11 回新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)(以下、「第 11 回新株予約権」という。)の発行をすることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 第三者割当により発行される新株予約権の募集の目的

##### (1) 新株予約権発行の目的

###### ① 現在の財務状況

米国のサブプライムローンに端を発したグローバル金融市場の混乱は、世界的な信用収縮と市場株価水準の暴落、為替の急激な変動など、実態経済にも影響し、設備投資の縮小、雇用環境の悪化など極めて厳しい状況となっております。当社グループは、平成 18 年 12 月期より4期連続して営業損失を計上する予定であり、また、営業キャッシュフローがマイナスの状態が継続しております。当該状況により、平成 19 年 12 月期以降におきまして、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当該疑義を早期に解消すべく、平成 20 年 2 月 15 日開催の取締役会にて策定した「経営改善計画」に沿って、収益の改善と財務基盤の強化を図り、持続的に安定した経営を目指して、当社グループのコアコンピタンスであるオープンソースソフトウェアの開発力を基盤に、ソフトウェア開発・販売事業、付加価値の高いソリューション事業からより付加価値の高い IT サービス事業への転換を推進しております。また、当社グループが平成 13 年度より進出している成長著しい中華人民共和国(以下「中国」といいます。また、以下日本と併せて「戦略的地域」といいます。)を注力すべきマーケットとして位置付け、戦略的地域へ経営資源を集中し、収益の改善と財務基盤の強化を進め、企業価値の最大化を図ることを基本方針とした事業展開を進めております。

###### ② 資金調達の経緯

このような状況の中、財務基盤の強化と新規事業への投資及び運転資金の調達を目的として、平成 20 年 11 月 7 日を払込期日として第三者割当増資を行いました。一部失権が生じたため、当初予定しておりました調達が十分行なう事ができませんでした。平成 20 年 11 月 7 日付けの「第三者割当増資による新株発行の一部失権のお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当新株発行による資金調達は将来必要となる資金であったため、当面の資金繰りへは影響はなかったものの、不足分を補うため新たな資金調達の準備を進める中、当社グ

ループの中国における将来の収益源になる新たな投資機会に恵まれ、平成21年3月12日付けの「第三者割当による新株予約権発行に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、財務基盤の強化と新規事業への投資及び運転資金の調達を目的として、China Satcom Investment Limitedを割当先とする第三者割当の第10回新株予約権(行使請求期間平成21年4月2日～平成21年8月31日。以下「第10回新株予約権」といいます。)の発行を行い、本日まで総数120個(72,000株相当)の新株予約権の内、32個(19,200株相当)が行使され、発行価額と併せて総額302,160,000円を調達しておりますが、当社グループの資金需要は満たされていない状況であります。

なお、平成20年11月7日付けにて調達した資金240百万円につきましては、一部失権が生じた状況ではあります。資金使途であります中国におけるデータセンター事業及びIP電話事業の設備資金として約168百万円(ハードウェア購入代約68百万円、権利使用許諾の前払い約100百万円)を充当し、当該事業の運転資金として約72百万円(人件費約40百万円、家賃約15百万円、事務諸費約17百万円)を充当しております。平成21年4月2日付けにて発行いたしました新株予約権の行使により調達した資金302百万円につきましては、行使が進んでいない状況ではあります。資金使途であります中国における後述の電話財布事業の設備投資として約240百万円(ハードウェア購入代約57百万円、システム使用料の前払い約138百万円、電話財布事業と親和性の高い上海春天旅行社有限公司の買収資金約45百万円)、運転資金として約25百万円(人件費約15百万円、外注費約8百万円、事務諸費約2百万円)及び調達に関する諸費用として約25百万円を充当し、既存事業の運転資金として約12百万円を充当しております。当該投資を行うことで、当社グループが推進いたしますより付加価値の高いITサービス事業への転換により新たな売上と利益源を得るばかりでなく、後述いたしております平成21年6月よりサービスを開始したCJ-LINX事業のサービスメニューの「決済サービス」及び「ITインフラストラクチャーの提供サービス」の基幹インフラストラクチャーとして利用する予定であり、CJ-LINX事業とのシナジー効果創出により当該事業に必要な投資額を低減しており、より高い投資リターンの実現を通じた企業価値向上に寄与するものと考えております。

### ③ 資金リスク

第10回新株予約権の行使により得た資金は、その資金使途に沿って、当社グループが、中国電信集团公司(以下「中国電信」といいます。)、北京銀信網創科技有限公司、中国農業銀行、中国民生銀行及び華夏銀行が合作事業として推進する中国電信の次世代ネットワーク(以下「NGN」といいます。)及びIP網を利用した固定及び携帯電話決済サービス事業(以下「電話財布事業」といいます。)へ参画するための投資として使用しております。しかしながら、不安定な金融市場の影響により、当初予定していた時間軸で行使が進んでいない状況と行使請求期間が平成21年8月31日までとなっていることを考慮すると、以下の資金リスクが存在し、早急に対応する必要があります。

- (ア) 第10回新株予約権による資金調達の内、一部は当社グループの既存事業(OS事業、PHP事業及びソリューション事業)の運転資金として充てる予定でありましたが、電話財布事業への投資が先に支出せざるを得ない状況であったため、当社グループの既存事業の資金の確保が未完了となっていること。
- (イ) 当社グループの持続的な企業価値向上による既存及び潜在株主様の利益増大へと繋がる、中国での将来の収益源となります電話財布事業への投資及び運転資金が十分確保できていないこと。

### ④ 新たな事業展開

平成21年3月25日付け「新たな事業(CJ-LINX)の開始に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、当社グループは、より付加価値の高いITプラットフォームサービス「CJ-LINX事業」の展開を開始しております。CJ-LINX事業とは、前述の電話財布事業において提供する固定及び携帯電話による決済サービスを一つのサービスメニューとし、日本の中小企業が中国へ進出する際に必要とするIT及びビジネスインフラストラクチャーを

中国進出のフェーズに応じてワンストップで提供するサービス事業であります。具体的なサービスについては、後述の〈参考〉にて記述しております。

当社グループが、CJ-LINX 事業を開始するに至った経緯としましては、市場規模と市場の成長性にあります。以下の理由により、市場規模は大きいと考えております。

- (ア) 日本には約 150 万社あまりの中小企業が存在し、その内 14.5 万社が中国への進出を検討しているが、初期投資等がボトルネックのため、中国へ進出しきれていない状況であります。これら 14.5 万社が CJ-LINX 事業の潜在顧客数であります。この潜在顧客数から当該事業に関連する市場規模としまして約 1 兆強を推測しております。
- (イ) 中国におけるイーコマース取引額は、既に日本より大きく約 17 兆円弱あり、また、中国消費者は価格は高めでも高品質の製品及びサービスを求めています。従いまして、高品質な製品及びサービスを提供する能力の高い日本企業にとってシェア拡大の機会が多いと判断します。

また、中国におけるイーコマース取引額は、平成 23 年には約 79 兆円に達すると推測され、市場の成長性は高いと考えております。これら、2つの理由により、当社グループが、CJ-LINX 事業へ投資を行い、中国への進出を本格的に検討している日本企業に対して、IT 及びビジネスインフラストラクチャーを中国進出のフェーズに応じてワンストップで提供するサービス事業を行うことは、当社にとりまして利益をもたらす事業であると考えております。

現在発行しております第 10 回新株予約権が全個数行使されることにより得られる資金にて、その資金用途に沿って、一部のサービスメニューは構築が可能ですが、当該事業のキーとなる大部分のサービスメニューを構築するには至りません。計画する全てのサービスメニューを揃えて CJ-LINX 事業を展開することにより、(ア)当該サービスにおいて当社グループの最大の強みであるオープンソースソフトウェアの開発力が適用されるエリアが多く、当社グループの技術リソースの最適化が図れる、(イ)同様なサービスはあるものの、計画する全てのサービスメニューを満遍なく備えたサービスはなく、サービスの差別化が図れる、(ウ)当社グループが目指す既存事業に加えてより付加価値の高い IT サービス事業の展開が実現化される、というメリットがあり売上及び利益の増大が見込めることから、早期の継続企業の前提に関する重要な疑義解消及び黒字化に寄与するものと考えております。従いまして、CJ-LINX 事業におけるサービスインフラストラクチャーへの投資資金及び当該事業における運転資金の調達の必要性が存在しております。

現時点としましては、平成 24 年においては、当該事業からの売上約 28 億円、税引後営業利益 7 億円を目標としており、この目標が達成された場合は、当該事業の現在価値(割引率 15%)は約 46 億円になる見込みとなります(\*)。 \*今後の経済及び金融情勢、マーケット情勢等の変動により、当該目標は変動する可能性があり、確約するものではありません。

#### 〈参考〉

CJ-LINX 事業において、当社グループは、具体的に以下のサービスの提供を随時開始若しくは提供開始の準備をしております。 \*括弧内はサービスを提供する体制の構築方法

- (ア) 決済サービス (第 10 回新株予約権が行使されることにより得られる資金を投資することにより構築)
- (イ) 事前の市場調査サービス
- (ウ) 現地視察の各種手配サービス
- (エ) 各種人脈や企業のご紹介サービス
- (オ) 通訳や車の手配サービス
- (カ) 必要な登記・登録作業代行サービス
- (キ) 出張用オフィスの提供サービス
- (ク) B2B/B2C イーコマースサイトサービス

- (ケ) レンタルオフィスサービス
- (コ) 人事・総務・経理・営業支援等の業務代行(BPO)サービス
- (サ) 人材派遣・紹介サービス
- (シ) IT インフラストラクチャーの提供サービス
- (ス) コールセンターサービス
- (セ) 物流サービス
- (ソ) 資本政策のサポートサービス

#### ⑤ 資金ニーズ

③ 資金リスクに記載いたしましたとおり、2つの大きな資金リスクが顕在化しており、当社グループの財務基盤の強化及び企業価値向上の機会損失による既存及び潜在株主様の利益確保の機会損失へと繋がるばかりでなく、当社グループの存続性におけるリスクへと発展する可能性があることから、当該資金リスクへの対処が急務であります。

また、④ 新たな事業展開にて述べましたとおり、CJ-LINX 事業を展開することにより、売上と利益の増大に繋がり、早期の継続企業の前提に関する重要な疑義解消及び黒字化に寄与するものと考えており、CJ-LINX 事業におけるサービスインフラストラクチャーへの投資資金及び当該事業における運転資金の調達必要性が存在しております。

詳細は後述する2. 調達する資金の額及び使途 (2) 調達する資金の具体的な使途に記載のとおりですが、これら資金ニーズを満たすため、平成21年8月～平成23年7月の2年間において、総額20億円の調達を今回の新株予約権発行の目的としております。

#### ⑥ 資金調達の方法の検討

現在までに、財務基盤の強化及び新規事業への投資及び運転資金の調達を目的として、既存株主様の希薄化を避けるために、間接金融による資金調達も検討してまいりましたが、現在の経済状況、自己資本比率低下の懸念、高い支払利息等、当社グループの現状の業績を鑑みて、間接金融による資金調達は極めて厳しい状況であります。次に、事業パートナー等による第三者割当の新株式発行による増資等も検討いたしました。新株式発行による増資では、当社グループの現状の業績を鑑みて、投資家様のご同意を得るのは難しい状況にあり、また仮に可能であったとしても一度に希薄化を招く結果になると認識しております。また、行使価額を固定にした新株予約権の発行による増資も検討いたしました。財務基盤の強化及び新規事業への投資を進める中で、将来、企業価値向上が実現される段階における希薄化の懸念を認識しております。このような状況の中、当社グループが確実にタイムリーな資金を調達して行くためには、現時点では、既存株式価値の希薄化懸念による株価に対するインパクトに配慮した仕組みである行使価額修正条項付新株予約権の発行による資金調達が最も有効かつ確実であると判断しております。

この度の行使価額修正条項付第11回新株予約権(MSワラント)発行は、財務基盤の強化、収益の改善及び安定的な成長を達成するために実施するものであり、当社グループの事業計画に理解を示していただいた Brilliance Hedge Fund (ブリランンス・ヘッジ・ファンド)に割当てするものであります。

#### ⑦ 第10回新株予約権の取得及び消却

潜在株式数増加による株式の希薄化懸念を低減するため、本新株予約権が発行された場合、当社取締役会は第10回新株予約権の全残個数を取得し消却する方向であり、本件につきましては、China Satcom Investment Limited より了承をいただいております。

#### (2) 新株予約権による資金調達を選択した理由

当社グループは、「(1)新株予約権発行の目的」に記載いたしましたとおり、平成18年12月期より4期連続して営業損失を計上する予定であり、営業キャッシュフローがマイナスの状態が継続しております。また、当該状況により、平成19年12月期以降におきまして、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。このような状況を解消するため、財務基盤の強化、既存事業の再構築及び新規事業の構築のための事業資金の調達が必要不可欠となっております。

資金調達方法を検討するにあたり、当社の事業概要・事業戦略を理解していただけるファイナンスの相手先となり得る事業会社等、多種多様な資金調達手段を検討いたしました。そのような状況の中、引受先の投資一任勘定委託先である Brillance Capital Management Pte. Ltd. は当社の事業戦略等を理解していただいた上で、既存株式価値の希薄化懸念による株価インパクトや既存株主様の不利益を最小限に抑えたいという当社の意向を受け、新株予約権の発行という方法でご提案いただきました。新株予約権による資金調達を選択するにあたり、次のような事項を重視いたしました。

- ① 一度に20億円相当の資金調達を目指すのではなく、新株予約権を発行し、今後の財務基盤の強化、既存事業の再構築及び新規事業の構築の進捗状況等を勘案した上で、当社の判断により機動的、弾力的な資金調達が可能な方法であること
- ② 当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと
- ③ 当社の取締役会決議により、何時でも発行価額相当額で取得でき、当社の指定により行使停止期間を設けることができる仕組みを備えていること
- ④ 行使が促進される仕組みが備えられ、当社の資金需要に応じた調達が可能なこと
- ⑤ 将来、当社株価が上昇した際、希薄化の影響が少ないこと

また、本新株予約権は、行使価額修正条項付(MSワラント)となっておりますが、固定型の新株予約権ではなく、行使価額修正条項付とした理由は次のようになります。

固定型の新株予約権の場合は、①株価が上昇局面では行使が促進されますが一気に行使されることにより希薄化が急激に生じる可能性があること、②株価の下落局面では促進されない可能性があること、というデメリットを持っております。一方、行使価額修正条項付の新株予約権の場合は、行使価額が時価に応じて修正されること及び本新株予約権は下方のみならず上方にも行使されますので、①コンスタントに行使が行われやすいこと、②株価水準に関わらず行使が行われやすいこと、という固定型新株予約権のデメリットを克服する事が可能です。前述のとおり、本新株予約権の発行を条件として、第10回新株予約権を取得し消却する予定であることから、本来第10回新株予約権で調達予定であった資金を確実に調達、つまり行使をコンスタントかつ確実にするためにも、市場に連動した行使価額修正条項付新株予約権を発行することといたしました。とりわけ、本新株予約権は行使価額が修正されるため時価と行使価額の乖離が一定程度に保たれること、及び当社の要請による行使停止期間を設けることが可能である為、まとまった行使による急激な希薄化を防げることは既存株主様への不利益を最小限に抑えることが可能な仕組みとなっております。

その結果、次号に示す本新株予約権の特徴は当社のニーズを満たすものであり、当社の事業再構築と財務基盤強化推進にとって現時点における最良の選択肢であると判断し、今回の新株予約権の発行を決議いたしました。なお、本新株予約権の発行を確実にせしめるため、本新株予約権の払込期日である平成21年7月27日より前の段階で払い込みをしていただき、本新株予約権の発行における払込が完了したことを確認した上で、本新株予約権の発行手続きを行う予定です。また、本新株予約権の発行価額につきまして、割当先より発行日以前に払い込むことの確約をいただいております。また、割当先の投資一任勘定委託先から資金残高に関する確認書を受領しております。

### (3) 本新株予約権の特徴

本新株予約権の特徴は、次のとおりです。

- ① 行使価額

本新株予約権の当初行使価額は、発行決議日の前日の株価終値の 105%と、時価よりも高く設定されております。

② 行使価額の修正

本新株予約権は行使価額が修正されますが、下方だけではなく、上方にも修正されます。行使価額の修正は、毎週金曜日を決定日としており、決定日の株価終値の 90%に修正されます。

③ 行使価額の修正範囲

本新株予約権の行使価額の修正に関しては、上限行使価額と下限行使価額を設定しております。上限行使価額は、当初行使価額の 200%としております。他方、下限行使価額は、当初行使価額の 50%としております。これにより、上限値の設定と同様に当社株式の希薄化の進行を防止する効果があります。

④ 取得条項 (Any Time Call)

将来的に資金調達ニーズが後退した場合又はより有効な他の資金調達方法が確保された場合、当社取締役会の承認を得て、2 週間前の事前通知により、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができ、柔軟な資金調達手段を確保することができます。

⑤ 行使停止期間

本新株予約権者に 10 営業日前に書面で通知する事により、本新株予約権を行使することが出来ない期間を指定ことができ、この指定可能期間は割当日から行使期間満了日の 1ヶ月前までとなっております。この、行使停止期間の指定は、未行使の本新株予約権の全部または一部に対して可能であり、行使停止期間の長さには制限はありません。つきましては、例えば当社が他の資金調達手段を具体的に検討している期間に行使を停止させたり、一定以上の希薄化が生じたと当社が判断した場合は行使を停止させたり等、当社の事情により、本新株予約権の行使に制限を設けることが可能です。つきましては、上記④同様に、柔軟な資金調達手段を確保することができます。

⑥ 行使促進条項

行使価額が時価(大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の取引値をいいます。)を上回っている場合は、当社の依頼により、割当先は、本新株予約権の発行要項及び総額買受契約証書の規定に反しない範囲で本新株予約権の行使を促進いたします。これにより、当社の資金需要に応じた確実な調達が可能になります。

## 2. 調達する資金の額及び用途

### (1) 調達する資金の額

新株予約権発行による調達額	金 5,100,000 円
新株予約権行使による調達額	金 2,000,000,000 円
発行諸費用	金 110,000,000 円
差引手取概算額	金 1,895,100,000 円

(注) 上記差引手取概算額は、新株予約権の払込金額の総額(5,100,000 円)及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(当初の行使価額:13,913 円で算定し 2,000,000,000 円)の合計額を合算した金額から、弁護士費用など新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。

### (2) 調達する資金の具体的な用途

上記差引手取概算額 1,895 百万円については、下記に充てる予定です。

- ① 中国において、CJ-LINX 事業を立ち上げるために総額 1,490 百万円充てる予定であり、その内設備資金として約 590 百万円、資本提携資金として約 400 百万円、運転資金として約 500 百万円を充当する予定です。設備投資に充当される約 590 百万円の内、サーバーやネットワーク機器等のハードウェア購入代として約 390 百万円、システムやコンテンツ等のソフトウェア開発代として約 200 百万円を

充て、資本提携資金として充当される約 400 百万円の内、イーコマースサイト関係に約 100 百万円、IT インフラストラクチャー関係に約 100 百万円、コールセンター関係に約 100 百万円、物流関係に約 100 百万円を充て、運転資金に充当される約 500 百万円の内、人件費として約 208 百万円、広告代として約 167 百万円、その他(家賃等)として約 125 百万円を充てる予定です。

- ② 当社グループの既存事業の運転資金として約 405 百万円を充て、その内訳は、人件費として約 233 百万円、広告代として約 70 百万円、その他(家賃等)として約 102 百万円を充てる予定です。なお、今回発行する新株予約権につきましては、行使価額修正条項が付されておりますが 1 個当たりの払込金額は固定のため、発行後において当該新株予約権が全て行使された場合の調達予定額が変更になることはありません。

(3) 調達する資金の支出予定時期

平成 21 年8月～平成 22 年7月	CJ-LINX 事業の設備投資として約 590 百万円
平成 21 年8月～平成 22 年7月	CJ-LINX 事業の資本提携として約 400 百万円
平成 21 年8月～平成 23 年 7 月	CJ-LINX 事業の運転資金として約 500 百万円
平成 21 年8月～平成 22 年 7 月	既存事業の運転資金として約 405 百万円

(4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

戦略的地域での事業展開における投資を行なうことで、売上及び利益を向上させ、事業成長を加速させる事により、当社グループの安定した業績の拡大に寄与するものと考えております。

当社グループが早期の業績回復及び継続的な成長を果たすためには、当社グループ全体の財務基盤の強化及び安定化と、当社グループにおける事業の再構築及びシナジーの高い事業への前向きな投資が必要であると考えております。そのためには、本新株予約権発行による資金調達により、当社の株主資本比率を高めつつ、選択と集中による事業の再構築及び CJ-LINX 事業を行うことで、持続的成長に向けた企業価値向上が可能になると考えております。

また、新株予約権が行使されることにより、中長期的な運転資金や事業投資資金の確保が可能になるとともに、株主資本の増強による財務基盤の強化及び安定化に繋がります。

したがいまして、当社といたしましては、当社グループの企業価値向上が株主価値向上に繋がると考えており、これらの資金使途につきましては合理的であると判断しております。

3. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績

① 連結

(単位:千円)

決 算 期	平成 18 年 12 月期	平成 19 年 12 月期	平成 20 年 12 月期
売 上 高	920,078	713,749	624,349
営 業 利 益	△157,383	△555,384	△606,137
経 常 利 益	△154,330	△634,680	△607,156
当 期 純 利 益	△209,454	△1,221,895	△969,900
1 株当たり当期純利益(円)	△2,354.11	△12,321.59	△8,811.99
1 株当たり配当金(円)	—	—	—
1 株当たり純資産(円)	15,439.72	11,568.53	4,786.59

② 単体

(単位:千円)

決 算 期	平成 18 年 12 月期	平成 19 年 12 月期	平成 20 年 12 月期
-------	---------------	---------------	---------------

売 上 高	686,569	394,830	336,680
営 業 利 益	△138,271	△433,779	△410,161
経 常 利 益	△137,381	△434,696	△373,004
当 期 純 利 益	△190,679	△1,206,653	△849,050
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	△2,143.09	△12,167.89	△7,714.00
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	—	—	—
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	15,656.52	11,864.84	6,141.42

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成 21 年 7 月 10 日現在)

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 総 数	普通株式 139,185 株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	普通株式 56,716 株	40.75%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、本日時点において、全て行使された場合の株式数を記載しております。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 総 数	普通株式 139,185 株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数の総数	普通株式 206,716 株	148.5%
下限値の行使価額における潜在株式数の総数	普通株式 356,716 株	256.3%
上限値の行使価額における潜在株式数の総数	普通株式 131,716 株	94.6%

(注) 1. 上記潜在株式数は、本日時点において、全て行使された場合の株式数を記載しております。

2. 潜在株式数増加による株式の希薄化懸念を低減するため、本新株予約権が発行された場合、当社取締役会は第 10 回新株予約権の全残個数を取得し消却する方向であり、本件につきましては、China Satcom Investment Limited より了承をいただいております。

(4) 最近の株価の状況

① 直近3年間の状況

(単位:円)

	平成 18 年 12 月期	平成 19 年 12 月期	平成 20 年 12 月期
始 値	402,000	108,000	104,000
高 値	449,000	248,000	108,000
安 値	44,200	32,000	15,640
終 値	99,700	109,000	22,800



## ② 直近6ヶ月の状況

(単位:円)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
始 値	22,500	19,010	12,500	14,000	15,500	15,340
高 値	26,700	19,800	17,650	18,900	17,700	18,000
安 値	18,300	11,500	11,800	13,520	14,780	14,540
終 値	18,770	12,950	14,000	15,660	15,300	16,020

## ③ 発行決議日前日における株価(単位:円)

	平成21年7月9日現在
始 値	13,810
高 値	14,100
安 値	13,000
終 値	13,250

## (5) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

## 第三者割当による新株予約権の発行

発行期日	平成 21 年 7 月 27 日
新株予約権数	25,000 個
新株予約権 1 個あたりの付与株式数	6 株
発行時の資金調達額	5,100,000 円
行使による資金調達額	2,000,000,000 円
当該募集における潜在株式数	56,716 株
募集時における発行済株式数	139,185 株
割当先	Brillance Hedge Fund
当該募集における潜在株式数	当初の行使価額 (13,913 円) における潜在株式数: 150,000 株 行使価額上限値 (27,826 円) における潜在株式数: 75,000 株 行使価額下限値 (6,957 円) における潜在株式数: 300,000 株

## (6) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

## ① 第三者割当による新株予約権の発行

発行期日	平成 21 年 4 月 2 日
発行時の資金調達額	50,832,000 円
行使による資金調達額	942,480,000 円
当該募集における潜在株式数	72,000 株
募集時における発行済株式数	119,985 株
割当先	China Satcom Investment Limited
現時点における行使状況	行使済株式数: 19,200 株
当初の資金使途	新規事業及び既存事業の投資及び運転資金
支出予定時期	平成 21 年 4 月以降
現時点における充当状況	行使によって得られた 302 百万円の内、約 290 百万円を新規事業の投資及び運転資金へ充当し、約 12 百万円を既存事業の運転資金へ充当しております。

## ② 第三者割当による新株予約権の発行

発行期日	平成 21 年 2 月 20 日
発行時の資金調達額	53,838,000 円
行使による資金調達額	1,229,580,000 円
当該募集における潜在株式数	54,000 株
募集時における発行済株式数	119,562 株
割当先	China Satcom Investment Limited
現時点における行使状況	行使済株式数: 一株
当初の資金使途	新規事業及び既存事業の投資及び運転資金
支出予定時期	平成 21 年 4 月以降
現時点における充当状況	—

(注) 当該新株予約権はその全てが未行使となっており、平成 21 年 3 月 12 日開催の取締役会において取得・消却の決議を行い、予定とおり平成 21 年 3 月 26 日をもって取得・消却が完了しております。

③ 第三者割当による新株式発行

発行期日	平成20年11月7日 (平成20年10月16日決議分)
調達資金の額	289,981,750円(差引手取概算金額239,981,750円)
募集時点における発行済株式数	普通株式 108,557株
当該増資による発行株式数	普通株式 11,005株
募集後における発行済株式総数	普通株式 119,562株
割当先	新日本投資事業有限責任組合
当初の資金使途	運転資金及び設備投資資金
支出予定時期	平成20年11月～平成22年12月
現時点における充当状況	新規事業における設備投資資金として一部充当済 残額は平成21年1月以降の運転資金及び設備投資資金として充当しております。

(注) 当該増資におきましては、一部失権が生じたので、上記は実際に行われた増資の内容を記載しております。

④ 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

発行期日	平成19年3月9日 (平成19年2月22日取締役会決議分)
調達資金の額	1,000,000,000円
募集時点における発行済株式数	93,718株
募集時における潜在株式数	6,224株 (上記は発行条件確定時における当初の株式数です。)
現時点における転換状況(行使状況)	転換価格修正の後、10,944株は行使済みであり、623株については償還しており、現時点で残存している潜在株はありません。
当初の資金使途	運転資金
支出予定時期	平成19年4月～12月
現時点における充当状況	一部期中償還した金銭以外は全額運転資金として充当しております。

4. 募集前の大株主及び持株比率

募集前(平成 20 年 12 月 31 日現在)	
株式会社 LDH	41.46%
China Satcom Investment Limited	13.80%
株式会社インターナショナルシステム	3.32%
新日本投資事業有限責任組合	2.59%
藤井 衛	1.61%
インテリアプラザ株式会社	1.55%
SBI イー・トレード証券	0.55%
谷口 剛	0.49%
加藤 智司	0.38%
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン 610	0.37%

- (注) 1 募集前の大株主構成は、平成 20 年 12 月 31 日時点の株主名簿をもとに、平成 21 年 4 月 2 日を払込期日とする第三者割当による新株予約権及びストックオプションの行使による新株式発行を加味し、作成しております。
- 2 今回の新株予約権の募集については長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。
- 3 持株比率は少数第 3 位を四捨五入しております。

## 5. 今後の見通し

現在のところ、平成 21 年 2 月 13 日に発表いたしました平成 21 年 12 月期の決算の業績見通しに変更はありません。また、本新株予約権発行による平成 21 年 12 月期の決算の業績の見通しにつきましては、全体の事業の進捗等も鑑みた上で、必要な場合は、改めて開示させていただく予定です。

中国での CJ-LINX 事業を展開する投資を行なうことで、国外売上を向上させ、事業成長を加速させることにより当社グループの安定した業績の拡大を目指し企業価値の向上に努めます。

今後業績見通しに変更が生じた場合には速やかに開示いたします。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 発行価額と行使価額が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の発行価額につきましては、第三者機関に算定を依頼し、第 11 回新株予約権の発行要項及び割当先である Brilliance Hedge Fund との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果、第 11 回新株予約権 1 個の払込金額を金 204 円といたしました。

当初行使価額は、本新株予約権の特徴、当社株価の推移を鑑み、本新株予約権の発行を決定する取締役会決議日の前日(平成 21 年 7 月 9 日)の大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値の 105%としております。会社法においては、行使価額は 1 円以上であれば幾らでも可能ですが、当初行使価額は時価を上回る価額といたしました。また、修正後の行使価額は毎週金曜日の株価終値の 90%となりますが、下落時のみ修正される仕組みではなく、上昇時も修正される仕組みとなっており、常に時価を基準とした行使価額となります。

なお、発行価額及び行使価額に関しましては、本新株予約権の発行により企図される目的が達成される上で、公正に算出されており、有利な発行ではなく、合理的であると判断しております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当による新株予約権の当初行使価額による発行株式数は 150,000 株であり、当社発行済株式総数 139,185 株の 107.8%に相当いたします。この第三者割当による新株予約権発行が実施された場合、当社の 1 株当たりの株式価値は希薄化し、今後の株式市場動向によっては需要供給バランスが大幅に変動し、当社の株式価値に影響を及ぼす可能性があります。よって既存株主様におかれましては、本新株予約権が行使された直後は、一時的に希薄化が生じます。

しかし当該第三者割当による新株予約権発行は、持続的な企業価値の向上を実現するために、既存事業の再構築及び戦略的地域での事業展開における投資を行なうことで、売上及び利益を向上させ、事業成長を加速させる事により、当社グループの安定した業績の拡大に寄与するものと考えております。

また今回の資金調達においては、過大なものではなく、当社グループの競争力、収益力の一層の強化に資するものと判断し、結果として既存株主の利益保護に繋がるものと考えており、当該希薄化の規模は、かかる目的に照らして合理的であると判断しております。

なお、平成 21 年 2 月 13 日発表の当社平成 21 年 12 月期の事業計画どおり、今回の資金調達により、既存事業での安定収益確保がさらに進むことにより、財務基盤の強化が図れるものと考えております。

今回発行される新株予約権は行使価額修正条項が付されているため、発行後において、当該新株予約権が全て行使された場合に発行される株式数の修正が発生いたします。

※ 発行される株式数の調整につきましては、別添の発行要項第 10 項及び第 11 項をご参照ください。

## 7. 割当先の選定理由

### (1) 割当先の概要

①	名 称	Brillance Hedge Fund	
②	設 立 根 拠 等	英国領ケイマン島に設立されたユニット・トラスト	
③	所 在 地	P.O. Box 30592, Cayside, 2nd Floor, Harbour Drive, George Town, Grand Cayman KY1-1203 Cayman Islands.	
④	投資一任勘定委託先	Brillance Capital Management Pte. Ltd. (10 ANSON ROAD, #12-14 INTERNATIONAL PLAZA SINGAPORE 079903)	
⑤	上 場 会 社 と 割 当 先 の 関 係 等	上 場 会 社 (役員・役員関係者・大株主を含む。)と割当先の間の出資の状況	該当事項はありません
		上 場 会 社 と 業 務 執 行 組 合 員 の 関 係	該当事項はありません

### (2) 割当先を選定した理由

当社は現在、早期黒字化を達成することを経営目標に、事業の再構築と組織の抜本的改革を推進しております。具体的な経営目標である早期黒字化を実現すべく、既存事業の再構築、ならびに企業価値を高め、業績に貢献できる事業への進出を推進しております。さらに経営管理体制の強化充実が上場企業として存続し、今後の成長を継続していくために不可欠な要素であると認識し、組織体制の整備に注力しており、当該目的を達成するために資本増強が不可欠であると考えます。

割当先を選定するにあたって、当社の経営方針、将来的な目標を理解していただき、ご協力いただけるという視点から、パートナーの選定を主眼に複数の投資家の中から当社の事業方針及び今後の展開について賛同いただける先を模索してまいりました。

また、投資方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思がないことも条件として、協議を重ね、当社の状況や資金調達目的・事業方針に理解を示していただける引受先であることや海外ファンドであるため保有目的が純投資であり、当社の経営に介入する意思がないことを確認した上で、Brillance Hedge Fundを割当て先とする決定に至りました。新株予約権の発行方法につきましては、柔軟かつ機動的な資本強化を行いたいという当社の考えにご理解をいただいた上で決定しております。

#### 割当先及び割当先の投資一任勘定委託先等における反社会勢力との取引関係及び資本関係について

割当先におきましては、割当先が反社会勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受け、当該割当先の投資一任勘定委託先である Brillance Capital Management Pte. Ltd.の役員または議決権を持つすべての関係者に暴力団、暴力団員またはそれに順ずる者である事実が無いことを確認いたしております。

また、上記とは別に、同社が反社会勢力の影響を受けているか否か、並びに同社役員が犯罪歴や警察当局から何らかの対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関に調査を依頼いたしました。その結果、割当先の投資一任勘定委託先である Brillance Capital Management Pte. Ltd.について反社会勢力の影響を受けている事実が無いこと及び同社役員についても全く問題がない人物であることの回答を得ております。

なお、割当先への出資者は管理会社である ATC Group(\*1)のアドミニストレーションサービスによる調査及

び投資一任勘定委託先である Brilliance Capital Management Pte. Ltd. における個別面談(属性のチェック)の実施による調査により、ダブル体制で調査を実施し出資の可否を判断しており、現時点において反社会勢力の影響を受けている事実が無いことを確認いたしております。

割当先及び割当先の投資一任勘定委託先である Brilliance Capital Management Pte. Ltd. についてインターネット上の記事等についても確認いたしましたが、反社会的勢力との関係を伺わせる事実は存在しませんでした。

\*1. ATC Group は、1893年に設立されオランダに本社を置き世界17カ国/地域に展開するファイナンシャルサービスを提供する国際企業であり、ヘッジファンドアドミニストレーションサーベイにおいて、2006年-2007年には2年連続で、“Top Rated”の評価を受ける。

#### 割当先及び割当先の投資一任勘定委託先並びに投資一任勘定委託先の代表者について

割当先である Brilliance Hedge Fund は、純投資を目的に、自己資金及び日本人を含む富裕層から出資され、組成されたファンドであります。また、投資市場は日本を中心とした上場企業としており、投資対象も株式・債券・転換社債・ワラント・為替・投信・金利などあらゆる金融商品及び先物・オプション・スワップなどの派生商品とするなど、それぞれ範囲を限定し、一定の条件を満たした上で、運用を行っていることが特徴です。

また当該ファンドの投資一任勘定委託先である Brilliance Capital Management Pte. Ltd. は平成20年12月に当該ファンドの組成の目的の実現のために設立された法人であります。

当該法人の代表者である山田高広氏は、証券業界の出身であり、約17年間の証券会社時代は自己売買部門で、先物現物の裁定取引や、転換権付社債券等を用いた裁定取引などを手掛けるなど、豊富な経験を持っていることに加え、同氏は国内証券外務員資格(1種・2種)を有しており金融における幅広い知識を併せ持っております。また2007年から2008年においてNDC Investment Pte. Ltd. 運用総責任者としての実績もあり、法令諸規則の遵守は勿論のこと、高いレベルでのコンプライアンスの意識を重要視するなど、企業統治においても、信頼できる人物と認識しております

なお当該ファンドは組成して間もないため、現時点において投資実績はございません。

(注)本割当は、日本証券業協会会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

#### (3) 割当先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権については、当社取締役会の承認を得ることなく譲渡することはできません。また、Brilliance Hedge Fund は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりませんが、当社はBrilliance Hedge Fund と締結した総額買受契約において、対応可能な限り市場に配慮した行使を行い本新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社株式は市場動向を見ながら適時適切に売却する方針である条項を入れております。なお、割当先等は大阪証券取引所の定める企業行動規範、同規範に関する規則、同規範に関する規則の取扱いの定めに基づき当該新株予約権の行使が制限されることを合意しております。

#### (4) 株券貸借に関する契約

当社役員及び関係者による株券貸借に関する契約等は締結しておらず、今後についても締結する予定はございません。

以上

(別添)

発行要項

TLホールディングス株式会社  
第11回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の名称 TLホールディングス株式会社第11回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 5,100,000円
3. 申込期日 平成21年7月27日
4. 割当日および払込期日 平成21年7月27日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を Brillance Hedge Fundに割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - (2) 本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、第9項第(1)号の出資額を第9項第(2)号の行使価額(ただし、第10項及び第11項によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の行使価額)で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切り上げ、現金による調整は行わない。
7. 本新株予約権の総数 25,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 204円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、80,000円とする。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、13,913円とする(以下「当初行使価額」という。))。
10. 行使価額の修正

平成21年7月27日以降の毎週金曜日(以下「決定日」という)の翌取引以降、決定日(ただし、決定日に終値(気配値を含む。以下同じ。)のない場合または決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の終値のある取引日とする。以下同じ)の株式会社大阪証券取引所(以下「取引所」という)における当社普通株式の、当該日において有効な行使価額と当該日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(1円未満切捨て。以下「基準価格」という。)を比較し、基準価格が行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額を当該基準価格に修正する。なお、第11項で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後の行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、基準価格が当初行使価額の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、第11項による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、基準価格が



当初行使価額の200%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。ただし、第11項による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。

#### 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & \text{交付普通} & & \text{1株当たりの} \\ & & & & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行普通} & + & \text{既発行普通株式数} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \text{株式数} & & \text{交付普通株式数} \\ & & & & & & \text{時価} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ②株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \begin{array}{l} \text{調整前行使価額により当該期間内} \\ \text{に交付された当社普通株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号④の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ②その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

#### 12. 本新株予約権の行使請求期間

平成21年7月29日から平成23年7月28日までとする。但し、第14項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得の前日までとする。

#### 13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり204円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

#### 15. 新株予約権の取得請求

本新株予約権者は、平成21年7月27日以降、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から5営業日前までに事前通知を行い、第22項記載の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に提出することにより、いつでも、その保有する本新株予約権の

全部または一部を、本新株予約権1個あたり204円で取得することを当社に対して請求する権利を有する。

#### 16. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### 17. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

#### 18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 19. 新株予約権の行使制限

- (1) 当社は本新株予約権者に対し、10営業日前に書面で通知することにより、本新株予約権を行使することができない期間(以下「行使禁止期間」という。)を指定することができる。但し、行使禁止期間として指定可能な期間は平成23年6月28日までとする。
- (2) 前号にかかわらず、当社が第14項に基づく取得条項を行使する旨の通知を行った場合、当該通知が発せられた日以降、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全部を自己の自由な裁量により行使することができる。(なお、取引所の定める有価証券上場規程、同施行規則等のルールの中での対応を行う。)

#### 20. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第12項に定める行使請求期間中に第22項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第22項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第23項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

#### 21. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。

#### 22. 行使請求受付場所

TLホールディングス株式会社 経営企画管理本部

#### 23. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 麻布支店

24. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額について、本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を204円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。

25. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。